

海外経済要録

米州諸国

◇外国公的機関保有の定期預金に対する金利制限の撤廃

米国商業銀行における外国公的機関の定期預金に対する金利制限の適用を免除するため、連邦準備法第19条および連邦預金保険会社法第18条(g)を改正する法律が10月15日付で発効した。これと同時に連邦準備制度理事会の Regulation Q の改正も行なわれ、さらに州銀行当局による金利制限のある州については、当該機関によって同種の措置がとられた(たとえば、ニューヨーク州銀行局は10月18日付で、10月15日にさかのぼって金利制限の適用を免除する旨発表)。今回の措置は向こう3か年を限り、①外国政府、②外国金融当局、および③米国が加盟している国際金融機関の保有する定期預金に対して適用される。

これによってさる1月の定期性預資金利の最高限度引き上げの際に据置かれた180日未満の上記定期預金を中心に、大幅な金利の引き上げが行なわれることとなる。すでに、ニューヨーク所在の一流大銀行では90日未満のものを従来の1%から、T B の平均市場レート(2.75%)を上回る水準の3%に、90日以上180日未満のものを2½%から3~3½%に引き上げ、さらに長期のものについても小幅の引き上げが実施されている。

今回の措置は米国商業銀行の預金獲得における対外競争力の強化を目的として実施されたもので、これによってドル預金の吸収をはかるとともにドル債務の長期化、安定化を実現し、ドルから金への転換を抑制することがねらいとされている。ローザ財務次官は最近の議会証言で、現在の外国公的機関のドル定期預金残高(22億ドル)がこの措置によって向こう2年間に倍増することを期待している旨を明らかにした。先行き、国内におけるT B や銀行引受け手形市場への影響とともに欧州におけるユーロ・ドラー市場がどのような反応を示すかが注目される。

◇カナダ銀行の公定歩合引き下げと外貨借款の一部返済

カナダ銀行は11月13日公定歩合を5%から4%に引き下げる旨発表した。これはさる6月末の緊急対策実施以来、9月初旬(6%→5.5%)と10月中旬(5.5%→5%)に続く3度目の引き下げで、この結果公定歩合はほぼ緊急対

策実施前の水準に復帰した。この措置は緊急対策の成功により、長・短外資の流入を主因に金・ドル準備が引き続き順調に増加(5月末1,493百万ドル→10月末2,614百万ドル)し、市場金利も軟化している情勢を考慮してとられたものである。

カナダ政府はこれよりさき、9月中旬に米国において250百万ドルの米貨債(25年、5%)の起債に成功、これに伴って前記緊急対策の一環として受入れたワシントン輸出入銀行からのスタンダードバイ・クレディット400百万ドルから起債相当額を減額した旨発表。さらに10月にはいり同じく緊急借款(合計650百万ドル)の一部として成立していたニューヨーク連銀との250百万ドルのスワップの半額を返済し、これをスタンダードバイに切换え、英国からの借入1億ドルについても半額を返済した。このためカナダの金・ドル準備中に含まれる外貨借款の残額は合計475百万ドル(IMF3億ドル、ニューヨーク連銀125百万ドル、英蘭銀行50百万ドル)となった。

欧州諸国

◇EECの共通通商政策と対日35条援用問題

EEC理事会はさる7月「共通通商政策の実施計画」を決定し(9月号要録参照)、域外諸国に対する通商政策調整の基本原則を定めたが、さらに委員会はこのほど発表した「第2段階の統合計画」でとくに対日通商問題に論及「加盟国は遅くも1963年7月までに対日35条援用を撤回すべきこと」を主張している。(現在対日35条援用国はフランス、ペネルックスの4か国)。

◇EECの流通税の調整についての委員会提案

EEC委員会はこのほど理事会に対し、加盟国の取引高税や付加価値税など企業間取引に課される流通税の調整についての提案を行なった。EECの租税の調整は、主として域内企業間の競争条件を平等にするとの観点から行なわれるもので、流通税のほか内国消費税、法人税(減価償却制度などを含む)、株式社債などの取引税などの調整が考えられている。本提案はEEC企業の経済活動に与える影響も大きく、また加盟国の租税主権に関係する問題でもあるため、今後1年以上にわたって理事会、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)、欧州議会、6か国政府などで慎重に検討されるものとみられる。

(提案の要旨)

1. 流通税の調整は1966年から次の3段階に分けて漸進的に行なう。
 1. 第1段階(1966年からローマ条約の過渡期終了

まで)。

- (1) 加盟国の流通税は、生産および卸売段階に生ずる付加価値のみを課税対象とするフランス式の付加価値税方式をとるものとし、現在フランス以外の5か国が採用している取引ごとに累積する課税方式は改める。
- (2) 小売段階の取引については、各国がそれぞれの立場から任意の方式で流通税を課してよい(フランスでは小売段階の流通税は地方税である)。

3. 第2段階(過渡期終了後の一定期間)

- (1) 流通税の税率に限度を設け共通税率設定への接近をはかる(税率は国によって若干区々)。
- (2) 加盟国は域内貿易に関する限り、輸入調整税(各國間の流通税の差額を調整するための課税)や輸出払戻金制度を適用することはできない。

4. 第3段階では共通税率を統一し、域内における流通税の完全均質化をはかる。

(付加価値税方式採用の理由)

E E Cが流通税の調整方法として、ローマ条約の規定(フランス式の付加価値税方式とドイツ式の累積税方式のいずれをも残す)にもかかわらず、あえてフランス式の付加価値税方式を採用した理由としてグレーベンE E C委員会委員は次のような諸点を指摘している。すなわち、①累積税方式をとる場合、たとえ税率が共通化されても取引の回数の相違に応じて税額が区々となり、企業の競争条件が不平等となるおそれがあること。②累積税方式をとる場合、上述の関係から結局輸出払戻金制度や輸入調整金制度を廢止することが困難となり、各国の運用態度いかんによっては、輸出の奨励、輸入の抑制など保護貿易的効果をもちやすいこと。③累積税方式は多角経営の企業に有利となり、このため域内企業の特化や専業化を阻害する懸念があること。④付加価値税方式は二重課税の危険がなく、共通税率の算定などが容易であること、などである。

なお、E E C委員会は流通税の共通税率は企業投資を促進する方向で決められるべきであるとし、将来決定される税率が現行の各國税率よりも軽減される可能性が濃いことを示唆している(現在のフランスの付加価値税の基準税率は19.5%)。

◆ギリシアとE E Cの連合協定発効

E E Cとギリシアの連合協定は11月1日発効、ギリシアはローマ条約238条によりE E Cと連合関係にはいる最初の国となった。本協定の主要点は以下のとおりであるが、E E C側が①ソ連などの經濟攻勢に対処するという政治的配慮、②ギリシアを将来のE E Cのフルメンバ

ーと考えていることなどから、とくにギリシア經濟の近代化、工業化の促進に特別な考慮を払い、大幅な譲歩を示し、ギリシア援助の線を強く打ち出している点に特色がある。協定の要旨下記のとおり。

1. 本協定の適用範囲は主としてE E Cの欧州領域(旧属領植民地諸国は含まれない)とギリシア王国領域とする。
2. 協定発効と同時にE E Cはギリシアに対し域内関税の引下げや域内輸入自由化の利益を均てんさせる(一部農産品は除く)。他方ギリシアはE E Cに対する関税や数量制限など貿易制限措置を原則として今後12年間(一部の產品については22年)に漸進的に撤廃する。協定発効時のギリシア側の関税引下率は10%(農産品5%)にとどめる。
3. ギリシアは今後12年間(一部產品については22年)に漸進的にE E Cの対外共通関税への接近措置を行なう。
4. E E C共通農業政策のギリシアへの完全適用は22年後とする。その場合もタバコやオリーブなどギリシアの特産農産品については特別の考慮を払う。
5. E E C諸国はギリシアの繊維品やタバコ、ぶどう酒など特産農産品の買付に対し特別の考慮を払う。
6. ギリシアの資本移動に対する諸制限は、後記の連合理事会での決定を経たのち、漸進的に緩和、撤廃する。
7. 関税同盟や農業面以外のE E C經濟統合措置のギリシアへの適用については、6.と同様連合理事会でその都度協議する。
8. E E Cはギリシア經濟の近代化促進のため、欧州投資銀行を通じ、向こう5か年間に125百万ドルの低利融資を行なう(利率3%、25年償還)。
9. 連合理事会(ギリシアおよび6か国政府、E E C理事会、同委員会の代表をもって構成)を設ける。連合理事会は本協定の運営ならびに協定の目的達成のための必要な措置の決定および勧告を行なう(連合理事会の権限は英國とE C S Cとの間の連合理事会の権限よりも大きい)。

◆イタリアの為替規制措置の緩和

イタリア為替当局は、11月1日以後、イタリア為替銀行に対する外貨ポジションの均衡規制措置(1960年9月以降実施)を解除した。すなわち、イタリア為替局は、1959年11月、ユーロ・ドラー受入を主因とする市中の過剰流動性の吸収および短資流入抑制などの目的で為替銀行との間で直先フラットでリラを対価とするドルの直売

先買を開始し、その後1960年9月に至ってこの措置をさらに強化し、為替銀行の対外借入を抑制するために、為替銀行に対しその所有する交換性通貨の資産と負債をバランスさせる義務を課すこととした。ところが最近では金・外貨準備の増勢鈍化と国内景気上昇に伴い、銀行の流動性が著しく減退したため、これに対する対策として上記のポジション規制措置が廃止されたものである。このような金融緩和策は、本年1月の特別準備率の引下げ(25%→22.5%)に続く一連の流動性維持政策の一つであって、金融ひっ迫による市場金利上昇の回避もその目的といわれる。

◇イタリアの対日輸入および対ドル地域輸入自由化の拡大

10月10日、イタリア外国貿易省は対日自由化品目にさらに10品目加える旨発表、本年3、4月の2回にわたる大幅自由化(122品目)に引き続く対日輸入制限の緩和を行なった。さらに同省は、同月25日、輸入自由化表(ネガティブ・リスト)の対ドル地域(A表)と対OEEC地域(B表)を1本化することとし、対ドル地域自由化率(従来1953年基準で97%)を対OEEC地域並み(99%1948年基準)に引き上げた。

これらの措置は、かねてからの米国ならびに日本からの自由化拡大の要請にこたえたもので、すでにGATT当局にも通知済みのものであるが、イタリア政府は国内インフレ抑制のために8月中すでに関税の10%引下げ(全域に適用)をもって自由化の拡大に努力していた。

◇イタリアの短期大蔵省証券発行制度の改正

イタリア大蔵省は、短期大蔵省証券の発行方法を改正し、11月1日から実施した。

本措置は次の2点を中心としている。すなわち、①短期大蔵省証券の発行に関し、従来大蔵大臣に与えられていた無制限発行の権限を、今後は毎月の国庫の現金需要の不足額の範囲内に限定する。②これまで固定利率(1年もの3.63%)で発行されていた短期大蔵省証券の金利を、今後は諸外国と同様に、証券の発行のつど、金融市场の需給実勢に合わせて定める。

本措置の採用により、イタリア銀行は市場情勢を勘案しながら短期大蔵省証券を売買し、流動性を調節することが可能となったわけで、いわば、イタリアの金融政策がはじめて公開市場操作を採用する態勢に近づいたことを意味するものである。また、この措置に伴って、従来市中銀行が必要以上に大蔵省証券に投資していた傾向は改められ、今後はその資金が中・長期債を含む長期資本

投資に向けられ、資本市場の拡大に寄与するものと期待されている。またこれにより、これまで上昇傾向にあった長期金利も引き下げられるので、大蔵省証券をはじめとする短期金利調整措置とあわせて、短期金利と長期金利との間の相関関係が正常化するものとみられている。

なおこのような短期大蔵省証券発行方法の改正は、イタリア金融市场の正常化に役立つものであることはもとよりあるが、さらに欧州での短期資金移動がますます自由化されつつある折から、これにより今後イタリア市場と外国金融市场との交流をいっそう拡大させるものと期待される。

アジアおよび大洋州諸国

◇インド準備銀行の貸出規制強化

インド準備銀行は、11月1日、指定銀行に対する貸出限度を設定した。その概要次のとおり。

- (1) 指定銀行がインド準備銀行から借り入れうる限度は原則として法定準備預金額相当額の範囲内(準備率は要求払および定期払債務総額の3%)とする。
- (2) 必要やむをえず上記限度をこえて借入を行なう場合は罰則的高金利(利率不詳)が課せられる。

今回の措置は、近年の市中貸出の増加傾向にかんがみ、きたる金融繁忙期(11~4月の農産物集荷期)には支払準備預金額をこえて準備銀行借入に頼ろうとする市中銀行が発生する懸念があるので、これに対処するために採られたものとみられる。

なお、上記貸出限度の設定に伴い、従来の高率適用制度のうち第3次高率(法定準備預金額相当額をこえる場合は公定歩合の4%から2.5%高)は廃止されることになった。

◇インドにおける支払準備制度の改正と輸出金融の優遇

さきに、インド準備銀行法および銀行法の一部改正法案が国会を通過し、それぞれ9月15日および16日、大統領の認可を得て即日発効した。今回の改正は、①銀行制度の整備強化および②輸出金融の優遇をねらいとするものである。改正の主要点は次のとおり。

1. インド準備銀行法

- (1) 支払準備制度の変更(第42条)……指定銀行(原則として資本金と積立金の合計が50万ルピー以上の銀行)がインド準備銀行に保有すべき支払準備は、従来、要求払債務の5~20%、定期払債務の2~8%(従来それぞれ最低準備率の5%、2%を適用)となっていたが、これを要求払および定期払債務総額

の3～15%(当面最低準備率3%を適用)一本とする。これは最近年における定期払債務の著増による指定銀行の債務構成の変化に対処したものである(なお、現時点の試算によれば準備率変更後の所要準備額は変更前のそれを若干下回っている)。

- (2) 輸出金融の優遇(第17条)……輸出促進のため、イ、インド国内で振出されかつ支払われる為替手形および約束手形のうち、とくに輸出に関する取引から生じたものについては、準備銀行の再割引期間を従来の90日から180日に延長する。
- ロ、準備銀行は、指定銀行などの保有する180日以内の外貨建輸出手形を引き当てとし、当該輸出手形金額の範囲内の約束手形を指定銀行などから振出させて貸付を行ないうることになった。従来、準備銀行は金融機関振出の単名手形の形式による貸出ができなかった。
- (3) 資料徵求権(第45条A～G新設)……準備銀行は隨時、市中銀行から融資明細など必要と認める資料や情報を徵求することができる。一方、市中銀行が企業との取引開始などに当たり資料を必要とするときは準備銀行の有している資料の提供を依頼できる。これは、従来、銀行が融資先の信用状態および資金事情などにつき信頼すべき資料をうることが困難であったのにかんがみ、準備銀行がこれを総合的、組織的に収集しておくことが必要であるとして設けられたものである。

2. 銀行法

- (1) 非指定銀行の支払準備率の変更(第18条)……上記の指定銀行の支払準備制度の変更に対応して、非指定銀行の支払準備率を従来の要求払債務の5%、定期払債務の2%から、要求払および定期払債務総額の3%一本に変更する(非指定銀行の支払準備率は、銀行法上で規定されている固定準備制度で、手元現金あるいは準備銀行勘定で保有することが認められている)。
- (2) 流動性比率の引上げ(第24条)……最近における銀行の流動性低下および預貸率上昇にかんがみ、本改正法施行後2年を経過したのち、すべての銀行は、法定支払準備のほかに、要求払および定期払債務総額の25%を下回らない金額を現金、金あるいは証券で保有しなければならない。従来は債務総額の20%を現金などで保有すれば足り、しかも法定支払準備額をもそのなかに含めうるとしていたため、準備銀行が信用抑制のため追加準備(準備率は債務総額の増加額の100%以内で準備銀行が決定)を課し

た場合に、銀行が保有国債を現金化してこれに充当する結果抑制効果が減殺されがちであった。

(3) 自己資本の充実

- (イ) 積立金への繰入れ(第17条)……従来、インドの銀行は、積立金が払込資本金と等額になるまで、毎年の利益金のなかからその20%を下回らない金額を積立金に繰り入れるべきことになっていたが、最近における預金に対する自己資本の過少傾向にかんがみ、改正法では、積立金がすでに払込資本金をこえている場合にも毎年の利益金のなかからその20%を下回らない金額を繰り入れるべきこととなった。
- (ロ) 最低払込資本金の引上げ(第11条)……従来、1州内にのみ営業所がある銀行の最低払込資本金は5万ルピーであったが、改正法では営業所の所在のいかんを問わず、本改正法施行後に営業を開始するすべての銀行の最低払込資本金を50万ルピーとした。

◇豪州政府の輸入制限緩和措置

豪州政府は、10月18日、1952年以来実施してきた現行の輸入許可制度(Import Licensing)を事実上廃止した。今回の措置で輸入許可制の撤廃された品目は、織維、織物類、衣類、魚介かん詰、陶磁器、ガラス、玩具、水彩絵具、履物、カメラなど主として日本からの輸入品である。この結果、1960年2月の輸入の大幅自由化(自由化率90%)後も引き続き残存していた制限のほとんどが自由化されるに至った(ただし、アルミニューム地金および合金、ある種のポールベアリング、木材、ペニシリソ、ストレプトマイシン、建設用機械など国産品保護の必要なごく少数の物資は、関税委員会の報告があるまで輸入の数量制限が続けられる見込み)。

なお、政府は、今後関税を国内産業保護の中心手段とし、関税だけでは保護手段として十分でない品目にだけ輸入の数量制限を課す方針で、このため関税委員会に輸入の数量制限の勧告権を与える法案を議会に提出した。

◇豪州準備銀行の支払準備率引上げ

豪州準備銀行は、商業銀行の支払準備率を従来の10.5%から11.5%に引き上げ、10月31日から実施した。

同国経済は最近に至り輸入ならびに銀行貸出の増加傾向など拡大基調を示しあげていている。今回の引上げは、こうしたなかにあって、政府の大額な本年度赤字予算(9月号要録参照)の実施から今後市中流動性のいっそうの増大が見込まれるので、これに対処してとられたもの

である。

なお、最近における準備銀行の支払準備政策の運用は下表のとおり。

支 払 準 備 率 の 推 移

変更時期	総預金	注
1960年 1月14日	16%	特別預金制度の廃止、準備預金制度の導入
2月引上げ	17.5	
12月引下げ	15	年末の現金需要に対処した一時的変更
1961年 1月引上げ	17.5	
4月引下げ	16.5	
5月 ヶ	15.5	
6月 ヶ	14.5	徴税期に対処した季節的調整
6月 ヶ	13.5	
7月 ヶ	12.5	
1962年 4月 ヶ	10.5	特別長期貸付基金の設置に伴う調整
10月引上げ	11.5	

◇韓国における外資支払保証法などの成立

韓国政府は、7月31日、「海外借款に対する支払保証法」および「長期決済方式による資本財輸入に関する特別措置法」を施行した。これらは現行の「外資導入促進法」を補完する見地から制定されたもので、民間外資導入および延払輸入の促進を企図したものである。その概要次のとおり。

1. 海外借款に対する支払保証法

これは韓国の民間業者が外資を導入する場合に政府がその元利金償還を保証しうることを骨子としており、政府の支払保証に関する年次計画の作成、支払保証承認の基準と順位、申請手続き、支払保証額に相当する担保の提供などを規定している。本法によって支払保証を受ける事業は次のとおり。

(1) 基幹産業部門に属する事業

(2) 輸出促進産業および輸入代替産業など国際収支の改善に顕著に寄与する事業

(3) 生活必需品を生産する事業または公共サービス事業

(4) その他必要と認められる事業

2. 長期決済方式による資本財輸入に関する特別措置法

本法は、延払いによる資本財(1単位の産業施設としての機械、器具、施設の部分品など)輸入を制度化した

ものである。すなわち、3年以上の期間にわたって分割決済するものを「長期決済方式」と称し、本方式による資本財輸入は今後外資導入促進委員会の審議を経て、経済企画院長の許可を要し、また上記支払保証法の適用も受けうこととした。

共 産 圏 諸 国

◇日中民間貿易取決めの調印

11月9日、わが国の訪中民間經濟使節団長高崎達之助氏と中共の廖承志アジア・アフリカ連帯委員会主席との間に、「日中総合貿易に関する覚え書き」および同付属書が調印された。

同覚え書きのおもな内容は次のとおりである。

なお、従来中共貿易は友好商社のみに限られていたが、今回の取決めにより友好商社のほかに日本側メーカーの指定する商社も取引ができるようになった。

(1) 双方は長期の貿易を発展させることに同意、1963～67年を第1次5か年貿易期間とし、輸出入総額を年平均約36百万ポンド(約1億ドル)とする。

(2) 双方の主要輸出品目は次のとおり。

中共側=石炭、鉄鉱石、大豆、トウモロコシ、雑豆、塩、すず、その他

日本側=鋼材、化学肥料、農薬、農業機械および農具、プラント、その他

(3) 本覚え書きに基づく取引きは、日本側関係者と中共対外貿易進出口(輸出入)公司との個別契約により行なわれる。

(4) 決済は、英ポンドあるいは双方が同意する他の通貨による。

(5) 日本側の輸出品のうち、一部商品(プラントを含む)の延払いの方法については、別途協議、決定する。

(6) 本覚え書きに基づき締結される協定および契約は、双方の関係当事者の同意がなければ破棄されない。

本取決めの成立により、日中貿易は4年ぶりに正常化への道がひらかれたわけであり、中共が最近わが国との貿易拡大にきわめて積極的となっていることからみて、当面大幅な拡大は困難としても、日中貿易は着実な発展を示すことになろうとみられている。